

「施策」総括票

施策展開	3-(7)-エ	農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化	
施策	②農地の有効利用と優良農地の確保		237頁
対応する 主な課題	<p>○担い手育成の課題として、技術習得の研修に対する支援の充実、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農定着までの間、経営・生活資金の支援が不十分といった課題があり、意欲ある就農希望者を長期的に育成していくことが求められている。</p> <p>○農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地については、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る必要がある。このため、農地情報の実態把握及び共有化、幹旋等や耕作放棄地の活用等、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組強化が課題である。</p>		
関係部等	農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度			
No.	主な取組	決算見込額	推進状況 活動概要
○農地の有効利用と優良農地の確保			
1	県営畑地帯総合整備事業	600	<p>順調</p> <p>○将来の農業生産を担う経営体の育成を目指し、担い手への農地の利用集積を促進するため、読谷中部地区(読谷村)にてJAと連携した生産組織への営農指導を行う等の生産組織育成強化活動を行った。区画整理は順調に進捗しており、読谷中部地区は平成30年3月に事業完了する見込みで、完了後は担い手農家が地区における全てを担う予定である。(1)</p>

様式2(施策)

2	経営体育成基盤整備事業	2,000	順調	<p>○将来の農業生産を担う経営体の育成を目指し、担い手(水田地域)への農地の利用集積を促進することを目的に、米節東地区(石垣市)にて農地集約を行うため、土地改良区等関係機関との調整を行った。区画整理は順調に進捗しており、米節東地区は平成28年3月に事業完了する見込みで、完了後は担い手農家が地区における相当部分(3割程度)を担う予定である。(2)</p> <p>○農地の有効利用と優良農地の確保における各種対策等の市町村マスタープランとなる「人・農地プラン」の作成に必要な支援を行った結果、30市町村で「人・農地プラン」が策定された。なお、未策定市町村も次年度中に策定に至る見込みとなっている。(7)</p>
3	農業委員会等助成費	190,287	順調	
4	農地利用関係等適正化事務費	521	順調	
5	農地法事務委譲交付金交付事業	1,577	順調	
6	農地保有合理化促進対策事業費	16,150	順調	
7	農地利用集積事業費	23,916	順調	
8	農村地域農政総合推進費	6,822	順調	
○耕作放棄地発生防止の対策				
9	耕作放棄地対策事業	466,072	順調	<p>○荒廃した耕作放棄地を引き受ける農家等が新たに農業生産活動を行うために必要な再生作業や土づくり等、耕作放棄地を再生利用するための取組を総合的に支援し、農地の確保及びその有効利用を図った(耕作放棄地解消面積218ha)。(9)</p>

様式2(施策)

10	耕作放棄地解消促進事業	83	順調	○農地の傾斜や、遠隔離島に起因する生産性の不利性を補填するもので、農業・農村が持つ多面的機能を守るための集落協定又は個別協定に基づき5カ年以上継続して行われる「耕作放棄地の発生防止等の活動」、「多面的機能の確保」、「集落機能の活性化」等の活動を行う農業者等に対して、補助金を交付した。(11)
11	中山間地域等直接支払事業	119,360	順調	
12	農地・水保全管理支払交付金	60,495	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	耕作放棄地解消面積(解消率)	140ha(20%) (22年)	218ha(31%) (24年)	350ha(50%)	132ha(19ポイント)	-
	状況説明	平成20年度より耕作放棄地の解消を進めている。なお、平成24年までに218haの解消実績となる見込みであり、H28目標値に向けて順調に改善しているところである。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
施設等の長寿命化の取組支援による集落共同活動の定着促進	27市町村 (22年度)	27市町村 (23年度)	24市町村 (24年度)	↓	-

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○農地の有効利用と優良農地の確保</p> <p>・農業の担い手の確保・育成と優良農地の確保及び有効利用等を図るには、地域の状況を把握している農業委員会等の役割が、益々重要となっている。このような中、平成21年の農地法改正に伴い、農地転用規制の厳格化、違反転用に対する取り締まり強化などが進められているが、尚一層の許可事務の適正化が求められている状況にあることから、農地の確保を図るため、各農業委員会とも連携し調査・指導等を含めた新たな業務に対応する必要がある。</p> <p>・市町村など関係機関の取組により「人・農地プラン」は主要な市町村では策定に至ることが出来た。今後増加が予想される「人・農地プラン」の変更にあたっては、それぞれの市町村の農業情勢、地理的条件等がその内容に反映されるため、各種事情を踏まえてきめ細かな支援をすることが必要である。</p> <p>○耕作放棄地発生防止の対策</p> <p>・農地・水保全管理支払交付金において、農地・農業用施設等の長寿命化を推進しており、地域ぐるみでの点検や機能診断等、基礎的な共同活動等は定着しつつある。今後は、次の段階として、地域住民による農地・農業用施設等の補修や更新などの長寿命化への取組(向上活動)を促進させる必要がでてきた。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

○農地の有効利用と優良農地の確保

・政府においては、平成25年5月21日に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、今後様々な施策の展開を行うことになっていることから、農業振興公社など施策の推進役となる法人等の整備が急務である。

・農地集約の場面において、「農地を貸したら返してもらえなくなる」「離作料を求められる」等により、農地を貸すことに二の足を踏む農家が多い。また、周辺の都市化により農地価格の値上がり等の期待感から資産の保有意識が強く、第3者には貸したがない。

○耕作放棄地発生防止の対策

・耕作放棄地全体調査は、全国統一の調査であり、着実に実施する必要があるが、耕作放棄状況の実態把握は一筆ごとに調査を行う必要があるため、業務量が多く、農業委員会や市町村の負担が大きい状況にある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○農地の有効利用と優良農地の確保

・農地を確保し効率的かつ効果的な利用を図るため、農業委員会・農地利用集積円滑化団体等の市町村段階の役割が重要であることから、農地法改正に伴う新たな業務の対応については、沖縄県農業振興公社・沖縄県農業会議等関係機関とも連携し、農地や就農情報の共有を行う等、継続的に運営支援するとともに研修会等の場において、担い手への農地集積についての指導・助言を行う。

・各市町村の「人・農地プラン」の見直し作業について、地域説明会、巡回等を通じ推進していくとともに、市町村から要望のあった農地集積協力金、規模拡大交付金など関連施策に関する支援のあり方についても検討していく。またモデル的な市町村を設定し、重点的な指導支援を行う。それと併せて市町村間の情報交換も推進し、事業推進の一助とする。

・農地流動化を進め、担い手への農地集積を実現するため、まず貸し手農家の不安感の解消に向けて、調整活動を行う市町村、農地利用集積円滑化団体及び土地改良区職員の資質向上・農地流動化施策への理解を深めるため、国及び関係機関と連携し、積極的に各種研修会を開催、貸し手農家に十分な情報を提供できる体制を強化する。同様に「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体など担い手農業者への農地集積を加速、推進するための施策の周知に積極的に取り組んでいく。また農業振興公社においては、農地の中間保有機能を発揮し、担い手農業者へ農地を集積していくとともに、農地調整員を各地域に配置、農地の出し手・受け手の情報の収集と斡旋調整の支援など流動化に資するための事業を実施する。

○耕作放棄地発生防止の対策

・農地・水保全管理支払交付金を活用し、地域住民参加型の農地・水資源保全活動の取組を強化するとともに、第三者委員会の助言や優良事例報告会の活動事例発表などにより、地域間の情報交流の推進や維持管理意識の醸成を図り、保全管理に対する技術向上を支援する。

・耕作放棄地全体調査(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)は、国の定めた要領に基づき、市町村と農業委員会が共同で調査を行ない、県が取りまとめ集計することとなっており、刻々と変化する状況を把握するため、集計システムファイルの提供や個別市町村への指導・助言等により、尚一層の精度向上に努め、円滑に事業推進する。